「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、未だに存続している。

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、現在、子供から高齢者、障害者まで、国民の約一割、一千万人が親しむ生涯スポーツとなっており、もはやゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできない。

また、ゴルフ場は他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けているわけではなく、むしろ、雇用、資材の購入、交流人口の増加等による地域経済への貢献に資する地域との共存共栄を果たしているものである。

こうした中、あまたあるスポーツの中で、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税されることは税の公平性の観点からも不当なものであるとともに、消費税との二重の負担となっている。二〇一七年四月には消費税が増税され、このままではゴルフプレーヤーの負担が更に大きくなる。

ゴルフは、二〇一六年のリオデジャネイロオリンピックから正式競技に復帰することが決定しており、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行っていることは恥ずべきことである。

ついては、今般の税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。

右、決議する。

平成二十七年　七月　八日

自由民主党ゴルフ振興議員連盟

会顧問長　麻生太郎　衛藤征士郎

会長代行　谷垣禎一　河村建夫　金子一義

副会長　保岡興治　中曽根弘文　逢沢一郎　鴨下一郎　山下博文　橋本聖子　遠藤利明　山本有二　岸田文雄　竹本直一　萩生田光一　吉野正芳　宮沢洋一　大西英男　青山周平　小田原潔　神田憲次

幹事長代理　甘利明　川崎二郎　高村正彦　額賀福志郎　稲田朋美　塩崎恭久　茂木敏充　小坂憲次

副幹事長　後藤田正純　武藤容治　片山さつき

幹事長　井上信治　神山佐市　高橋ひなこ

事務局長　事務局次長